

## 西宮市日中サービス支援型指定共同生活援助事業外部評価協議会設置要綱

### (設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める省令（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第213条の10第6項の規定に基づき、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下、「事業者」という。）より事業の実施状況等の報告を受け、評価をするとともに、事業所に対して、必要な要望、助言等（以下、「評価等」という。）を行う為、当該評価等を実施する西宮市日中サービス支援型指定共同生活援助事業外部評価協議会（以下、「協議会」という。）を設置するものとする。

### (評価等)

第2条 協議会は、事業所が、地域に開かれたサービスとすることで、当該サービスの質の確保を図ることが出来るよう別で定める実施要綱（西宮市日中サービス支援型指定共同生活援助事業外部評価協議会への報告・協議会からの評価等に関する実施要綱のことをいう。）に基づき評価等を実施しなければならない。

### (構成)

第3条 協議会は、市職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等のうちから、市長が指名する委員をもって構成する。

- 2 協議会は、委員5名以内で組織する。
- 3 委員の任期は原則として、2年間とする。ただし10年を超えない限りで、再任は妨げない。
- 4 委員に欠員が生じたときは、速やかに補充する。

### (協議会の開催)

第4条 協議会の開催は、別で定める実施要綱の規定に基づき、市長が招集する。

### (委員長)

第5条 委員長は、委員の中から互選する。

- 2 委員長は、協議会を代表し、総括する。
- 3 委員長の任期は、原則として2年間とする。ただし再選を妨げない。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

### (謝礼金)

第6条 委員の謝礼金の額は、協議会の出席につき日額12,400円とする。

- 2 委員のうち、西宮市の経済に属する職員である者に対しては、謝礼金を支給しない。

(秘密の保持)

第7条 委員は職務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、西宮市法人指導課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の設置に関し必要な事項は別で定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月1日から施行する。